

いつまでもあんしんして住みなれた富良野で生活できるために

富良野市権利擁護センター いちい

お金や財産の
管理に関する
こと

入院や入所
などの手続きに
関すること

頼れる身寄
りがいない
こと

誰に相談して
よいかわから
ないこと



富良野市権利擁護センター いちい



高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して生活ができることを目指して「いちい」では次のようなことでお困りの際にお手伝いします。

① お金や財産の管理に関すること

- 日常のお金の管理や支払いが上手くできない
- 通帳や大事な書類をなくしてしまう
- 預金や不動産など財産の保全管理が適切にできない
- 訪問販売などで不必要な買い物をしてしまう
- 親族などに通帳を持っていかれ勝手に使われる



② 各種サービスの契約や手続きに関すること

- 介護などのサービス契約がよくわからないためできない
- 保険の契約や請求などが自分ではできなくなった
- 役所から手紙が来るが難しくわからない

③ 身寄りがないための様々な困りごとに関すること

- 自分が死んだあとの葬儀や家の片づけなどが心配
- 施設や病院に入るとき的身元引受人がない

困りごとの内容や状況に応じて、次の制度や事業がご利用になれます

判断能力あり



- ・今は身の回りのことは自分でできているけれど、将来が不安
- ・今のうちに財産管理や施設入所の手続きを代わりにしてくれる人を決めておきたい

任意後見制度 (成年後見制度)

支援者

任意後見人

内容

- ・将来の判断能力低下に備えてあらかじめ任意後見人を選び、公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます
- ・判断能力が低下した時に、「任意後見契約」の内容に基づいて財産管理等の支援が行われます

利用料金

任意後見契約で定めた報酬

判断能力に不安



- ・生活費の管理や福祉サービスの利用手続きなど日常生活に不安がある
- ・通帳など大事な書類を度々なくしてしまうので預かってほしい

日常生活 自立支援事業

支援者

生活支援員

内容

- ・ご本人との契約に基づいて、公共料金の支払いや年金の受け取りの確認、銀行からの生活費の払い戻しなど、日常のお金の管理のお手伝いをします
- ・通帳や年金証書など、無くして困る大切な書類を金庫でお預かりします

利用料金

1回の利用料金 1,200円
+生活支援員の交通費実費

判断能力が不十分

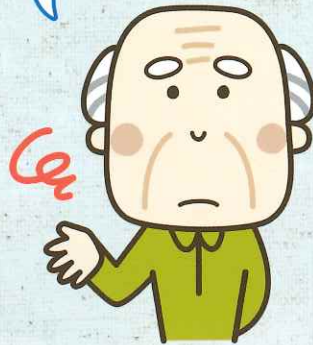
最近物忘れをするようになったわね…



- ほとんどのことは自分でできるが重要な契約や財産行為を自分で行うのは不安

判断能力が著しく不十分

物忘れが目立つようになった



- 日常的な買い物などはできるが重要な契約や財産行為はできない

判断能力に欠ける

自分で判断して行動することが難しい



- 日常的な買い物や単純な財産行為もできない

法定後見制度(成年後見制度)

認知症や障がいなどにより現に判断能力が不十分である方に対し、配偶者や四親等内の親族などが家庭裁判所に申立を行い、本人の権利利益を守り支援する人を選任してもらう制度

支援者

補助人

内容

- 判断能力の低下によりご自分で行うことに不安のある複雑な法律行為(契約等)や財産管理を補助人がかわりに行い生活を支援します
- ご自分で不安なくできることはご自身の権限で行えます

支援者

保佐人

内容

- 判断能力の低下によりご自分で行うことが難しい法律行為(契約等)や財産管理を保佐人がかわりに行い生活を支援します
- ご自分で問題なくできることは保佐人の同意に基づき行えます

支援者

成年後見人

内容

- 判断能力の低下によりご自分で行えなくなった日常生活の法律行為(契約等)や財産管理を後見人がかわりに行い生活を支援します
- ご自分が行った不利益な契約等は後見人が取り消し本人を保護します

報酬

補助人、保佐人、成年後見人の報酬は本人の財産の中から支払われます。(個々の事案に応じて家庭裁判所が報酬の可否や金額を決定)

頼れる身寄りがいない

入院することになったけど
入院中の預金払戻しや
支払いなどどうしよう……

今はまだ元気だけど
死んだ後の葬儀や家の
片付けなどどうしよう……



あんしん預かり事業

内容

- ・長期入院などで頼れる身寄りがいないために入院費の支払いなどが滞ってしまうような場合に、ご本人との契約により預金の払い戻しや支払いなどをかわりに行い安心して入院治療などが継続できるよう支援します
- ・必要に応じ入院費以外の支払いや重要な書類の管理、諸手続きなどもお手伝いします

利用料金

1ヶ月 4,000円

最後まであんしん事業

内容

- ・相続人や頼れる身寄りがいないために、自分が亡くなったあとの葬儀・火葬や納骨、社会保険関係手続きから遺品の処分などの死後の事務が行えない不安をお持ちの方と生前に委任契約を結び費用をお預かりすることで、亡くなった際の必要な事務を代行します
- ・遺産の処分方法などご本人の希望や状況によっては公正証書遺言を作成いただくなど、ご本人の思いが確実に遂げられるよう支援します

利用料金

事務手数料 10万円 + 死後事務費用実費

もっとくわしく 制度Q&A

Q1

任意後見人はどのような人
にお願いすればよいのですか？

ご本人が信頼できる方にお願いすることができます。親族や知人、それ以外の方では、弁護士や司法書士、行政書士など法律の専門職などにも依頼することができます。ただし、未成年者や破産者など一部後見人に就任することができない方もいますので詳しくはお問い合わせください。

Q3

法定後見制度を利用したいが
申立する親族がない場合は？

成年後見・補佐・補助の申立を家庭裁判所にできるのは本人、配偶者、四親等内の親族と決められています。しかし事情によりそれら親族のおられない方や、疎遠になっているなどで申立することが難しい場合、親族等に代わり市町村長により申立ができることになっています。

Q5

成年後見人への報酬が支払え
ない場合はどうなるの？

成年後見人等への報酬は後見人からの申立により、裁判所が後見事務内容や財産の状況などから判断し報酬の可否や金額を決定します。報酬は原則本人の財産の中から支払われますが、本人に支払う資力がない場合は「成年後見制度利用支援事業」により市町村がその費用を支給します。

本人の財産が少ない場合でも専門職等による支援を受けることができますので、お悩みの際はご相談ください。

Q2

施設入所していても日常生活自
立支援事業は利用できる？

日常生活自立支援事業は北海道社会福祉協議会が実施しており、ルールで「施設入所及び入院中の方と契約はできない」とされています。入所及び入院中の方については「成年後見制度」や富良野市社協が独自に行う「あんしん預かり事業」が利用できますのでお困りの場合はご相談ください。

Q4

成年後見人等にはどのような
人が選任されますか？

親族の他、弁護士、司法書士などの法律専門職や社会福祉士などの福祉専門職、また、社会福祉協議会などの法人も後見人に選任されます。

裁判所への申立の際に後見人候補者を指名することも可能で、その場合は候補者が本人の後見人として適切か裁判所が判断し選任することとなります。

Q6

最後まであんしん事業が利用
できる要件と費用は？

利用できる方は次のすべてに該当する方です

- ①富良野市内に居住する65歳以上の方
(夫婦などで健康な同居家族がいる場合は75歳以上)
- ②明確な契約能力を有する方
- ③相続の対象となる親族がないか疎遠の方
- ④弁護士・司法書士など専門職へ死後事務を委任できない方

費用は基本事務手数料に葬儀関係費用実費と遺品整理費用実費などを合わせた額となりますので、委任内容により大きく変化します。詳しくはお問い合わせください。

どんな相談でもお聞きします
まずはお電話ください!



☎39-2215



E-mail : soudan@furano.ne.jp

相談受付

月曜日～金曜日 8:30～17:15

※祝日・年末年始を除く



社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会
富良野市権利擁護センター「いちい」
富良野市住吉町1番28号(地域福祉センターいちい内)